



『高等小学読本』を用いた酒類密造矯正教育に関する考察

メタデータ	言語: 出版者: 岐阜大学教育学部 公開日: 2023-12-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 安, 直哉 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12099/0002000197

『高等小学読本』を用いた酒類密造矯正教育に関する考察

A Study on Teaching of the Prohibition against Moonshine on *Koto Shogaku Tokuhon*

安 直哉

YASU Naoya

[キーワード Keyword] 『高等小学読本』, 酒類密造矯正教育, 仙台税務監督局

[所 属 Institution] 岐阜大学教育学部 (Faculty of Education, Gifu University)

〔要 旨 Abstract〕

本稿は、安直哉「『尋常小学読本』を用いた酒類密造矯正教育に関する考察（一）」（『岐阜大学教育学部研究報告=人文科学』70巻1号、（2021年））、安直哉「『尋常小学読本』を用いた酒類密造矯正教育に関する考察（二）」（『岐阜大学教育学部研究報告=人文科学』71巻1号（2022年））に続くものである。仙台税務監督局著『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細目例』（1916年）および仙台税務監督局著『小学校各種団体酒類密造矯正施設概況書』（1919年）を中心資料として、国語科教材がどのような解釈のもとで酒類密造矯正教材に変容したのかを調査した。本稿では第二期国定『高等小学読本』掲載の教材を取り上げた。

調査の結果、元々酒類密造矯正を意図して作られてはいない国語教材に、酒類密造矯正という思想を付与していくことは、かなり不自然で極めて牽強付会なことであることが分かった。

1 はじめに

本稿は、安直哉「『尋常小学読本』を用いた酒類密造矯正教育に関する考察（一）」（『岐阜大学教育学部研究報告=人文科学』70巻1号、（2021年））、安直哉「『尋常小学読本』を用いた酒類密造矯正教育に関する考察（二）」（『岐阜大学教育学部研究報告=人文科学』71巻1号（2022年））に続くものである。

本研究の背景については、上記二論文に既に論述しているので、極めて簡略に記すに留める。

1899（明治32）年に自家用酒の製造が法律で禁止された。しかし、自家用酒製造の習慣が根強く残っていた特に東北地方においては、その後も自家用酒（密造酒）をつくる世帯が少からずあった。税務署は取り締まりを続けたが、根絶するには程遠かった。そこで東北六県の税務署を管轄する仙台税務監督局は学校教育の場において酒類密造矯正教育を施すこととした。『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細目例』（1916年）という冊子を（福島県を除く）東北地方の酒類密造激甚地の小学校に配布した。同書を参考にして、主に修身科と国語科の適当な教材において酒類密造矯正教育を実施するように指導した。各小学校の実践の結果をまとめたのが仙台税務監督局著『小学校各種団体酒類密造矯正施設概況書』（1919年）である。

本研究では、上記の2冊の文献とともに、国語科教材がどのような解釈のもとで酒類密造矯正教材に変容したのかを調査する。本稿では、当時使用されていた第二期国定『高等小学読本』⁽¹⁾掲載の教材を取り上げる。

本研究では、教材をその内容から、〈行事〉〈教養〉〈養生〉〈精神〉〈社会〉に分類した。ただし、〈行事〉教材は『尋常小学読本』のみに存在し、『高等小学読本』にはなかった。そこで、〈教養〉〈養生〉〈精神〉〈社会〉の順に各教材を考察していく。

2 〈教養〉教材による酒類密造矯正教育

2-1 卷1第19課「言語」

言語は人の感情を動かすものであり、一言の誤解によって十年の交情を破ることもある。売り言葉に買い言葉では募り募って闘争の種となる。言語を発するときは、常に心の平静を保つべきである。

失言は威信を傷つける。寡言を貴ぶのは、多弁を戒めるためである。言語の巧を弄するのもよくない。孔子は「巧言令色、鮮し仁。」と言った。

有言実行のときのみ、その言葉は貴い。言葉だけで実行しないのは無責任というものである。

この人にならこの際に言ってもらいたいと、周囲が望む場合に発せられる言葉は、人を傾聴させるもので

ある。

見知らぬ人の多い場所では、つとめて沈黙を守り、聞き役に徹するのがよい。

人と話すとき自分だけ話し続けるのは非礼である。人に語らせるのが賢明な方法である。

忠言は大いに聞くべきである。(以上、本課の要約。)

広島高等師範学校附属小学校の教授細目の本課の「教授要項」では、「言語に関する心得」⁽²⁾と記されている。また「教授上の注意」として、「一、児童自身の言語につき反省を促すべし。」⁽³⁾と記されている。

また、『大正新編小学校教授之実際 高等科第一学年用』では本課の「要旨」を「人の言語につきての道徳上の心得を知らしむる叙意文なり」⁽⁴⁾とし、その「内容」を「言語に関する礼儀作法及び古聖賢の箴言を知らしめんとす」⁽⁵⁾と述べている。

これに対して岩手県岩手郡沼宮内尋常高等小学校の教授細目における本課の「教授事項」では、「一、飲酒ノ弊／1、暴言ヲ発スル／2、高雅ヲ害ス」⁽⁶⁾と書かれている。飲酒によって暴言を吐くことがあり、それを見苦しいものだとして戒めている。

2－2 卷2第13課「贈物」

物を贈って慶弔の意を表すのは古来何れの国でも行わ�る風習である。誕生・婚姻・葬祭などは、一定の習慣があり、その習慣と違った贈物はかえって感情を害するものである。

贈物は先方の用不用を考え、用いて便利なものを贈るべきである。ビール券などの商品券を贈ることは、たしかに隨時使って便利であるが、実利に流れ過ぎる感もあり、時と場合を考える必要がある。

人を訪問するのに手土産を持っていくのはよいことであるが、それが一種の虚礼となる場合もある。

旅行土産は、旅行先の特産物でその地の記念になるものがよい。

贈物は、場合に適合する物を選ぶべきであり、また身分相応の物を贈るべきである。親切の至情に欠ける贈物は、かえって贈らないほうがよい。(以上、本課の要約。)

広島高等師範学校附属小学校の教授細目の本課の「教授要項」では、「贈物をなす精神及び作法」⁽⁷⁾と記されている。また「教授上の注意」として、「一、社交上の常識を養ふに資すべし。／一、女児に対しては特に注意すべし。」⁽⁸⁾と書かれている。また、『大正新編小学校教授之実際 高等科第一学年用』では本課の「要旨」を、「慶弔存問の社交上の知識を与へ贈

物に関する常識涵養を主眼とす」⁽⁹⁾と述べており、その「内容」を「世間各種の贈物につきての心得を知らしむ」⁽¹⁰⁾と記している。贈物に関する一般常識を学ぶかたちとなっている。

これに対して岩手県岩手郡沼宮内尋常高等小学校の教授細目における本課の「教授事項」では、「一、酒ノ害／1、酒類ノ贈物ヲナサズ」⁽¹¹⁾と書かれている。贈り物としても酒は不適切だとする。徹底的な禁酒教育の一面を覗える興味深い記述である。

2－3 卷3第30課「統計」

一家の家族構成を見ると男女の数の差が大きい家庭もある。しかし、その規模を村・郡・県と広げていくと、男女の数の差は小さくなり、全国規模で見ると男女差は極めて僅少になる。人口を年齢別にした描画図では、だいたい二等辺三角形になる。

男女の割合、出生、死亡率のみでなく、婚姻・離婚・犯罪・自殺に至るまで、大規模に調査すれば、その割合はだいたい一定の数になる。

社会の出来事は一見甚だ不規則ではあるが、その全数を総合して観察すれば自ずから整然とした数字になる。

同種類の社会現象を多数総合し、その数量によって比較観察することを統計という。統計は通常は数字でもって表示されるが、図表で描いたり、図上に彩色をしてその濃淡で表したりもする。

統計によって観察すれば、社会各般の状態を明瞭にして、因果関係の資料にもなる。

統計は社会現象を観察するのに必要であるのみならず、自然現象を観察するのにも用いられる。

統計は国家の行政にも商工業の計量にも学術研究にも必須にして欠くことができない。我が国にも内閣に統計局がある。(以上、本課の要約。)

広島高等師範学校附属小学校の教授細目では本課の「教授要項」として、「統計の意義、統計表の見方／統計表と社会現象／統計に関する趣味」⁽¹²⁾と記されている。また、『大正新編小学校教授之実際 高等科二学年用前期』では本課の「内容」を「統計の意義、目的、利益を知らしむ」⁽¹³⁾と述べている。『高等小学読本教授参考書 前編』では、本課について「統計が社会万般の施設の上に寄与する効果の如何に大なるかを知悉せるのが主眼である。」⁽¹⁴⁾とされている。

これに対して『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細目例』中の「学年に配当したる教授細目例」における本課の「附帶教授要項」では、「一、濁酒密造犯と罰

科金額（中略）／二、教育費と罰科金額／三、勧業費と罰科金額／四、土木費と罰科金額」⁽¹⁵⁾と記されている。岩手県紫波郡佐比内尋常高等学校の教授細目における本課の「附帯教授事項」では、「濁酒密造犯と罰科金額、教育費と罰科金額」⁽¹⁶⁾と記されている。秋田県山本郡浅川尋常高等学校の教授細目の本課へ「編入したる事項」では、「一例として密造罰金額と県立学校費との比較」⁽¹⁷⁾と記されている。いずれの教授細目においても、統計をもって酒類密造犯の罰金額を明確に示そうとする内容となっている。その罰金額は重いもので、罰金額をもってすれば、教育費や学費に十分に充てられる。元が取れない犯罪だということを強調する手段として統計が駆使されることになる。

2－4 卷3第32課「興国の民」

元気旺盛で進取の気性に富む民となれ。思慮周密な民となれ。自信に満ちた民となれ。希望に満ちた民となれ。遠大な志望を抱いた民となれ。義務の観念の強い民となれ。気宇闊大な民となれ。公平無私な民となれ。協同一致の精神に富んだ民となれ。国家を思い事を処する民となれ。（以上、本課の要約。）

広島高等師範学校附属小学校的教授細目では本課の「教授要項」として、「興国の民の資格」⁽¹⁸⁾と記されている。また、『大正新編小学校教授之実際 高等科二学年用前期』では本課の「内容」を「興国の民として必要なる心得を授けて、之を実践せしむ」⁽¹⁹⁾と述べている。『高等小学読本教授参考書 前編』では、本課について「興国の民として当然具備すべき資質を簡勁なる筆致を以て叙して居る。」⁽²⁰⁾と記されている。

これに対して『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細目例』中の「学年に配当したる教授細目例」における本課の「附帯教授要項」では、「一、遵法の義務／二、濁酒密造の国家経済に及ぼす弊害」⁽²¹⁾と記されている。岩手県岩手郡沼宮内尋常高等学校の教授細目における本課の「教授事項」では、「一、飲酒ノ弊害／1、亡国」⁽²²⁾と端的に書かれている。宮城県栗原郡築館尋常高等学校の教授細目の本課へ「編入したる事項」では、「遵法の義務」⁽²³⁾と記されている。遵法の義務を再確認するとともに、飲酒が過ぎる民は亡国の民になると警告している。

3 〈養生〉教材による酒類密造矯正教育

3－1 卷1第22課「伝染病」

伝染病中悪性のものは、コレラ・赤痢・腸チフス・

痘瘡・発疹チフス・猩紅熱・ジフテリヤ・ペストの八種類である。もしこれらの病に罹れば、法律の規定により、伝染病院又は隔離病舎において療養する。患者の使用した住居などはすべて消毒される。（以上、本課の要約。）

広島高等師範学校附属小学校的教授細目では本課の「教授要項」として、「伝染病に関する一般観念」⁽²⁴⁾と記されている。また、『大正新編小学校教授之実際 高等科第一学年用』では本課の「要旨」を「本課は最も恐るべき数種の伝染病に関する大体の知識を与へ、且消毒、予防上の知識を授くる在り」⁽²⁵⁾とし、その「内容」を「伝染病に関する一般の知識を与ふると共に、不摂生を戒しむるを以て主眼とす」⁽²⁶⁾と述べている。

これに対して『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細目例』中の「学年に配当したる教授細目例」における本課の「附帯教授要項」では、次のように書かれている。

一、密造酒は醸造操作不完全なるを以て中毒性の分子を包含し且つ酸敗し易きこと（中略）

二、屋外又は不潔なる場所に密造するを以て有害なる黴菌の侵入することあり（中略）

三、販売を目的とする密造酒は殊に劣悪なり⁽²⁷⁾

宮城県本吉郡鹿折尋常高等学校の教授細目の本課の「教育資料」では、「（1）飲酒家ハ伝染病ニ対スル感受性ヲ増加シ且伝染病ニ対スル免疫性ヲ減却スルコト」⁽²⁸⁾と記されている。岩手県岩手郡沼宮内尋常高等学校の教授細目の本課の「教授事項」では、「一、酒宴ヨリ誘引」⁽²⁹⁾と記されている。宮城県栗原郡築館尋常高等学校の教授細目の本課へ「編入したる事項」では、「密造は有毒黴菌の入り易きこと」⁽³⁰⁾と記されている。秋田県雄勝郡辨天尋常高等学校の教授細目の本課へ「編入したる事項」では、「密造酒には黴菌の侵入することあり」⁽³¹⁾と書かれている。

密造酒の製造の過程で黴菌が入りやすいことを指摘している例が多い。おのずと密造そのものを禁止する意図がある。しかし、この課のテーマは「伝染病」である。広義の黴菌のうちの一部が誘因となる、という可能性はあるものの、かなり論題にずれが生じてしまっている。

4 〈精神〉教材による酒類密造矯正教育

4－1 卷3第6課「感情」

感情の修練は人格修養の要件であって、処世上最も緊要なことである。仁愛慈惠は至善至美なる感情なの

で、人は努めてこの感情を養うべきである。

憎悪怨恨は交情の離れるもとである。この感情の抑制には絶えず意を用いるべきである。

ひと時の憤怒を忍べば、一身一家を滅したものも多い。憤怒の情は恐ろしい。

嫉妬は無能な弱者の有する感情である。

憂懼は危険に伴う感情である。己が知能を尽くして、然るのち天命に任せる者は、憂懼から遠ざかることができる。

危険を侮るものは眞の勇者ではない。（以上、本課の要約。）

広島高等師範学校附属小学校の教授細目では本課の「教授要項」として、「感情修練の必要なること」⁽³²⁾と記されている。また、『大正新編小学校教授之実際高等科二学年用前期』では本課の「内容」を「感情修養の必要を知らしむ」⁽³³⁾と述べている。

これに対して岩手県岩手郡沼宮内尋常高等小学校の教授細目における本課の「教授事項」では、「一、飲酒ノ弊／1、感情ニ支配サレ易イ」⁽³⁴⁾と記されている。飲酒によって感情を制御できない様を諫めている。

5 〈社会〉教材による酒類密造矯正教育

5－1 卷1第15課「都会と田舎」

都会と田舎どちらが住みよいかの答えは、人によつて異なる。

都会は繁華である。また都会は便利である。都会の生活を羨むのも無理はない。しかし、都会は物価が高く、世間は常に忙しい。空気もきれいではない。都会の生活は危険と隣り合わせである。

田舎には都会の繁華はないし、都会の便利さもない。しかし田舎の生活は心安いものである。

都会には学問・芸術を始め、文明の利器・機関がそろっている。知見を広め、新しい事業を興したいならば田舎にとどまるべきではない。しかし父祖伝来の遺業を守り安静・確実に生産を営む者は田舎に永住するのがよい。（以上、本課の要約。）

広島高等師範学校附属小学校の教授細目の本課の「教授要項」では、「都会と田舎との長所、短所、二者の長短を対比評論する文の体裁」⁽³⁵⁾と記されている。また「教授上の注意」として、「一、妄りに大都会を好む風を防ぐことに注意すべし。」⁽³⁶⁾と注意を促している。また『大正新編小学校教授之実際 高等科第一学年用』では本課の「要旨」を、「都会と田舎とは、風紀上衛生上生活上修養上互に一長一短あることを知らしめ、徒らに都会生活を羨むべきものにあらざることを戒しむ」⁽³⁷⁾と述べており、その「内容」を「都會と田舎との長短を比較して、都會に出づべき場合と田舎に留まるべき場合とを知らしむ」⁽³⁸⁾と記している。

これに対して岩手県岩手郡沼宮内尋常高等小学校の教授細目における本課の「教授事項」では、「一、密造ノ防止」⁽³⁹⁾と記されている。本課の内容が「密造ノ防止」とどう関係するのか、いまひとつ明確ではない。

5－2 卷2第2課「英國民」

英國民は活動を好む国民である。必ず何かを求めて絶えず活動する。資産が有り余っており活動の必要のない貴族・富者も多くは一定の職業を求める、公共事業に尽力する。英國民は一事に専心する。一心不乱に職務に従事する。英國民は信義を重んじる。約束を違えることは極めて稀である。英國民は自由を貴ぶ。また自制力に富み国家の法規に服従し、社会の慣習を尊重する。英國民は独立独歩の精神を有する。自らの分を尽し、自ら楽しむを以て足りりとする。英國民は率直にして寡言である。英國民は虚名を欲しない。英國民は自尊心が強い。名誉を重んじ、品行を慎む。英國民は保守的で自國の文物・制度を尊重する。（以上、本課の要約。）

広島高等師範学校附属小学校の教授細目における本課の「教授要項」では、「英國の国民性、習慣と英國の隆運」⁽⁴⁰⁾と記されている。また「教授上の注意」として、「一、彼の長をとりて我が短を補はんとの念を起さしむべし。」⁽⁴¹⁾と述べている。また『大正新編小学校教授之実際 高等科第一学年用』では本課の「要旨」を、「英國民の美点を知らしめ、英國の今日ある決して偶然にあらざる所以を悟らしめ修徳上に資せんとするに在り」⁽⁴²⁾と述べており、その「内容」を「英國民の性質気質を知らしめんとす」⁽⁴³⁾と記している。どちらの指導書でも、英國民を理想像として、我が国日本人もそれに見習おうという姿勢を指導している。

これに対して宮城県本吉郡密造激甚地小学校の教授細目の本課へ「編入したる事項」では、「國家の法規に服従し自己の名誉を重んすること／酒造税法の大意を知らしむること」⁽⁴⁴⁾と記されている。英國民が遵法精神に富み自己の名誉を重んじるというのは一般論であるが、ここでは、名誉を重んじ酒造税法を守れと言う見解に矮小化している。

5－3 卷2第25課「慈善」

人の貧富ばかりは千差万別である。貧富はたいてい

その人の賢愚・強弱に由するもので、禍福は自ずから招くものである。しかし運命に翻弄されて人の力では如何ともすることのできない貧富もある。孤児院や感化院、慈恵病院などは慈善心の発現に他ならない。慈善の行いは、一片同情の心から来る。

世に悪とされるのは、身体健康で労働に堪えられるにもかかわらず、勤労せずに、慈善家のお世話を飲食している輩である。これらの人には職業を与え、独立心を起こさせることが必要である。（以上、本課の要約。）

広島高等師範学校附属小学校の教授細目では本課の「教授要項」として、「眞の慈善」⁽⁴⁵⁾と記されている。また『大正新編小学校教授之実際 高等科第一学年用』では本課の「要旨」を、「慈善の美德を涵養し其の実行上の指導をも与へんとするに在り」⁽⁴⁶⁾と述べており、その「内容」を「慈善は美しき人情の発露ること及び其の心得につきて知らしむるを以て主眼とす」⁽⁴⁷⁾と記している。

これに対して岩手県岩手郡沼宮内尋常高等小学校の教授細目における本課の「教授事項」では、「一、酒代ニナスベキ財貨ノ善用」⁽⁴⁸⁾と記されている。酒代にするお金があれば、それを慈善のために用いなさいという忠告となっている。

5-4 卷3第17課「青年会」

私たちの青年会は明治30年に創設した。当時の会員は25名に過ぎなかった。青年会の目的は村内青年の風儀を矯正することにあった。爾来会員数も増加し、今日では15歳以上25歳以下の村民で会員でない者は一人もいない。

本会の事業中、著しいものとしては、風紀の監視、夜学会の開催、現役兵士への慰問状の発信、運動の奨励、公共事業に要する基本財産の捻出、農業の改良、公衆衛生の向上、学校児童の出席の奨励などである。（以上、本課の要約。）

広島高等師範学校附属小学校の教授細目では本課の「教授要項」として、「模範青年会の事業」⁽⁴⁹⁾と記されている。また、『大正新編小学校教授之実際 高等科二学年用前期』では本課の「内容」を「青年会の経営及び事業を知らしめ兼ねて理想的青年会を起さしめんとの念を促す」⁽⁵⁰⁾と述べている。

これに対して『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細目例』中の「学年に配当したる教授細目例」における本課の「附帶教授要項」では、次のように書かれている。

一、濁酒密造矯正は青年会員の活動に俟つこと多し

二、青年会の活動と市町村の改良発達⁽⁵¹⁾

『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細目例』のこの文章を参考に写したと思われる、秋田県雄勝郡辨天尋常高等小学校の教授細目では、本課へ「編入したる事項」として次のように書かれている。

濁酒密造矯正は青年の活動に俟つこと多きこと
青年会の活動と町村の改良⁽⁵²⁾

岩手県岩手郡沼宮内尋常高等小学校の教授細目の本課の「教授事項」では、「飲酒ノ弊／1、共同一致円満ヲ欠ク」⁽⁵³⁾と記されている。宮城県本吉郡密造激甚地小学校の教授細目の本課へ「編入したる事項」では、「風紀改善（濁酒密造矯正会の設立）」⁽⁵⁴⁾を挙げている。宮城県栗原郡築館尋常高等小学校の教授細目の本課へ「編入したる事項」では、「青年会の活動（密造の矯正）」⁽⁵⁵⁾と記されている。秋田県山本郡浅川尋常高等小学校の教授細目の本課へ「編入したる事項」では、「共同一致して密造の矯正に努むること」⁽⁵⁶⁾と書かれている。

青年会を中心に濁酒密造矯正会などを主催して、酒類密造撲滅を図ってもらいたいという当局の願いが、一部の高等小学校にも届いていることが分かる。

5-5 卷3第23課「租税」

国家が經營する事業はたいへん多い。これらの事業を遂行するには多額の費用を要す。この費用に充てる目的をもって人民に負担させる財貨を租税という。このことは府県郡市町村等にあっても同様である。

中央政府に納める租税を国税という。府県が徵収するのを府県税という。市町村が徵収するのを市町村税という。

国税には直税と間税とがある。

国家が盛大になるに従って国費も膨張する。国民が負担する租税も増加するのは当然である。納税と兵役とは国民の二大義務である。議会の決議を重んじ、喜んで租税の負担に応ずる覚悟がなくてはならない。（以上、本課の要約。）

広島高等師範学校附属小学校の教授細目では本課の「教授要項」として、「租税の意義、徵稅法の変遷、租税の種類、納稅の義務」⁽⁵⁷⁾と記している。また、『大正新編小学校教授之実際 高等科二学年用前期』では本課の「内容」を「租税に関する一般的知識を得しむ」⁽⁵⁸⁾と述べている。

これに対して『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細

目例』中の「学年に配当したる教授細目例」における本課の「附帯教授要項」では、次のように書かれている。

- 一、租税の意義、必要、種類、納税の義務
- 二、国の歳入と租税
- 三、濁酒密造の国家経済に及ぼす弊害⁽⁵⁹⁾

岩手県岩手郡沼宮内尋常高等小学校の教授細目の本課の「教授事項」では、「一、飲酒ノ弊／1、滞納」⁽⁶⁰⁾と書かれている。宮城県栗原郡築館尋常高等小学校の教授細目の本課へ「編入したる事項」では、「密造は納税の義務を果さぬこと」⁽⁶¹⁾とはっきりと表現されている。岩手県紫波郡佐比内尋常高等小学校の教授細目の本課における「附帯教授事項」では、「租税の意義 必要 納税の義務／国の歳入と租税 濁酒密造の国家経済に及ぼす影響」⁽⁶²⁾と記されている。秋田県山本郡浅川尋常高等小学校の教授細目の本課へ「編入したる事項」では、「密造は一種の脱税なること」⁽⁶³⁾と明記されている。

酒類密造が脱税であることは、高等小学校の学齢になれば理解できるであろう。濁酒密造=脱税である点を強調するのが、本課に与えられた役目と成り代わっている。

5－6 卷4第20課「法律及び命令」

国家の法規は種類が多いが、いずれも憲法の条規に基づいて天皇が発布するものである。帝国議会の協賛を経て発布せられるものを法律といい、その他を命令という。

法律は、国家の権力に対する人民の服従関係を規定したり、人民相互の権利義務関係を規定している。前者を公法と言い、後者を私法と言う。

命令には、勅令・閣令・省令・府県令など種々ある。勅令は天皇の御親署を以て発布される。

法律を以て命令を改廃することはできるが、命令を以て法律を改廃することは原則できない。しかし大権事項を規定する勅令は、法律に対して独立した効力を有するなど例外も多い。

国民は法律・命令を知っていなければならない。知らなかったからと言って違反の責任は逃れられない。(以上、本課の要約。)

広島高等師範学校附属小学校の教授細目では本課の「教授要項」として、「法律命令に関する一般の観念」⁽⁶⁴⁾と記している。『高等小学読本教授参考書 後編』では、本課について「法律及び命令の如何なるものかを教へ、兼ねて立憲治下の国民として法律及び命令に

対する心得を教へるのが本旨である。」⁽⁶⁵⁾と書かれている。

これに対して『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細目例』中の「学年に配当したる教授細目例」における本課の「附帯教授要項」では、次のように書かれている。

- 一、立法の精神、法律の必要
- 二、遵法の義務、納税の義務
- 三、酒造税法の大意
- 四、税務官吏の職責を知らしむ⁽⁶⁶⁾

宮城県本吉郡鹿折尋常高等小学校の教授細目の本課における「教育資料」では、「(1) 酒造税法ノコト」⁽⁶⁷⁾と記されている。宮城県加美郡鳴瀬尋常高等小学校の教授細目の本課への「附帯編入事項」では、「遵法」⁽⁶⁸⁾とのみ記されている。岩手県岩手郡沼宮内尋常高等小学校の教授細目の本課における「教授事項」では、「一、法律ノ遵奉（酒造税法）」⁽⁶⁹⁾と記されている。秋田県山本郡鹿渡尋常高等小学校の教授細目の本課への「編入事項」では、「酒造税法に従ふへきこと」⁽⁷⁰⁾と書かれている。

宮城県登米郡石森尋常高等小学校の教授細目の本課へ「編入したる事項」では、「酒造税法の大意を知らしむこと」⁽⁷¹⁾と記されている。宮城県栗原郡築館尋常高等小学校の教授細目の本課へ「編入したる事項」では、「遵法の義務」⁽⁷²⁾と記されている。岩手県紫波郡佐比内尋常高等小学校の教授細目における本課の「附帯教授事項」では、「立法の精神、法律の必要、遵法の義務、税務官吏の職責」⁽⁷³⁾と書かれている。秋田県鹿角郡長谷川尋常高等小学校の教授細目の本課へ「編入したる事項」では、「総括的に遵法の精神養成」⁽⁷⁴⁾と記されている。

全体的に総括すると、遵法の精神、とりわけ酒造税法の理解と遵法が強調されている。

5－7 卷4第21課「道徳と法律」

道徳に比べれば、法律はその範囲が狭い。人の日常の行為は道徳心の発動によるところが多い。よって、ただ法律を守っているだけでは完全な人とは言えない。法律の許すことでも道徳では許されないこともある。法律は人間の行為の一部を示すに過ぎない。人間の為すべきことは法律の規定する以外に多々あることを知っておかなければならない。(以上、本課の要約。)

広島高等師範学校附属小学校の教授細目では本課の「教授要項」として、「道徳と法律との差異及び遵守上の心得」⁽⁷⁵⁾と記されている。『高等小学読本教授参

考書『後編』では、本課について「道徳と法律とは其の範囲に大に広狭の差があることを教へ、以つて人の為すべきことは法律の規定して居る以外に多々あることを知らせるのが本旨である。」⁽⁷⁶⁾と書かれている。

これに対して『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細目例』中の「学年に配当したる教授細目例」における本課の「附帯教授要項」では、次のように書かれている。

- 一、道徳と遵法の精神
- 二、濁酒密造の国家経済上に及ぼす弊害
- 三、濁酒密造の風教上に及ぼす弊害（中略）
- 四、税務官吏の職責を知らしむること⁽⁷⁷⁾

宮城県加美郡鳴瀬尋常高等小学校の教授細目の本課への「附帯編入事項」では、「遵法」⁽⁷⁸⁾とのみ記されている。岩手県岩手郡沼宮内尋常高等小学校の教授細目の本課の「教授事項」では、「一、酒造税法／二、濁酒密造ト不道徳行為」⁽⁷⁹⁾と記されている。

宮城県本吉郡密造激甚地小学校の教授細目の本課へ「編入したる事項」では、「酒造税法の大意、濁酒密造は道徳上の罪悪たるべきこと」⁽⁸⁰⁾と記されている。宮城県登米郡石森尋常高等小学校の教授細目の本課へ「編入したる事項」では、「酒造税法の大意を知らしむること」⁽⁸¹⁾と記されている。宮城県栗原郡築館尋常高等小学校の教授細目の本課へ「編入したる事項」では、「遵法の精神及密造の風教上に及ぼす害」⁽⁸²⁾と記されている。秋田県鹿角郡長谷川尋常高等小学校の教授細目の本課へ「編入したる事項」では、「総括的に遵法の精神養成」⁽⁸³⁾と記されている。秋田県山本郡浅川尋常高等小学校の教授細目の本課へ「編入したる事項」では、「密造は道徳上及法律上の罪悪たること」⁽⁸⁴⁾と記されている。

本課では、濁酒密造が法律上ののみならず、道徳上も惡であることが説かれている。

5-8 卷4第32課「明治の聖世」

生まれて明治の聖世に逢うことができたのはなんと幸福なことか。明治聖世の盛運は国史のうえでも未曾有のことのみならず、世界の歴史にも類例がない。国土としては南に琉球・台湾・澎湖島を加え、北には北海道・千島の開拓のみならず樺太島の南半分まで皇土となつた。御稟威は朝鮮半島まで広がつた。

明治二十二年には帝国憲法が制定され、東洋唯一の立憲帝国となつた。

郵便・電信電話・鉄道は全国に広がつた。

明治三十年には条約改正によって治外法権を撤去で

きた。

國權の伸長は教育の力によるところが大きい。明治五年学制を頒布し、明治二十三年には教育勅語が下された。

新聞・雑誌・書籍の刊行も多く、殖産興業に利するところも多い。農商工業も発達した。

我ら臣民はこの国に生まれたことを幸福に思い、國力の発展に尽くすべきである。（以上、本課の要約。）

広島高等師範学校附属小学校の教授細目では本課の「教授要項」として、「明治時代の文物制度及び國威發展の有様」⁽⁸⁵⁾と記されている。『高等小学読本教授参考書 後編』では、本課について「聖世の民としての幸運と發憤とを教へるのが本旨である。」⁽⁸⁶⁾と書かれている。

これに対して『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細目例』中の「学年に配当したる教授細目例」における本課の「附帯教授要項」では、次のように書かれている。

- 一、国運の發展と國の歳入歳出
- 二、國の歳入と酒造税
- 三、濁酒密造と酒造税⁽⁸⁷⁾

国運の發展に不可欠なものは租税である。当時の租税の中にあっては酒税の割合が常に上位にあった。酒税を確保するためにも酒類密造は根絶しなければならない国家的課題だったのである。

6 まとめ

『高等小学読本』も、『尋常小学読本』と同様、酒類密造という特殊な観点から読まれることは想定されることなく編纂されている。高等小学校の児童ともなると、酒類密造の違法性については認識できるので、ある程度は織り込んで読解できるかもしれない。しかし、国語教材の読み方としては極めて強引で狭隘な方向へ落とし込んでいるとの批判は免れないであろう。

小学校当局の酒類密造に対する考え方の一端として、次のような逸話が残っている。

雄勝のある村では、小学校により電話がなかつたため、第一報が学校に入ると、小使いがガラン、ガランと鐘を鳴らして知らせ、授業は一時中止となり、子どもたちは家に連絡するためにかけ出す。子どもたちが連絡を終わって帰り、授業が再開される頃、学校の前を酒しらべが村に急いで通つてゆくという。まったく粋な校長がいたものである。⁽⁸⁸⁾

税務官吏が来たとの一報を受けると、自宅にある密

造酒を隠すべく、子どもたちを家に走らせる。各自宅への伝達を終えて学級に再集合し、なにくわぬ顔で授業を再開している頃、税務官吏が村に到着するというのである。小学校が組織的に酒類密造を助長していたのである。この逸話がどの程度一般的な状況を示しているかは甚だ疑わしい。しかし、酒類密造矯正教育を真剣に実施した小学校は少なかったのではないか、という見解のささやかな傍証とはなり得るであろう。

【注】

- (1) 文部省 (1910~1912) 『高等小学読本』(大空社
復刻版を使用した。)
- (2) 広島高等師範学校附属小学校 (1913) 『各科教授
細目』、国語科159頁。
- (3) 注2と同じ。国語科159頁。
- (4) 今井彌市編 (1919) 『大正新編小学校教授之實際
高等科第一学年用』東京啓発舎事務局、国語科読方
47頁。
- (5) 注4と同じ。国語科読方47頁。
- (6) 仙台税務監督局 (1916) 『酒類密造矯正ニ関スル
小学校教授細目例』、63頁。
- (7) 注2と同じ。国語科170頁。
- (8) 注2と同じ。国語科170頁。
- (9) 注4と同じ。国語科読方109頁。
- (10) 注4と同じ。国語科読方110頁。
- (11) 注6と同じ。63頁。
- (12) 注2と同じ。国語科189頁。
- (13) 今井彌市編 (1923) 『大正新編小学校教授之實際
高等科二学年用前期』東京啓発舎事務局、国語科読
方75頁。
- (14) 萩野素助・入江保 (1912) 『高等小学読本教授參
考書 前編』、207頁。
- (15) 注6と同じ。28~29頁。
- (16) 仙台税務監督局 (1919) 『小学校各種団体酒類密
造矯正施設概況書』、27頁。
- (17) 注16と同じ。50頁。
- (18) 注2と同じ。国語科189頁。
- (19) 注13と同じ。国語科読方82頁。
- (20) 注14と同じ。214頁。
- (21) 注6と同じ。29頁。
- (22) 注6と同じ。64頁。
- (23) 注16と同じ。24頁。
- (24) 注2と同じ。国語科161頁。
- (25) 注4と同じ。国語科読方54~55頁。
- (26) 注4と同じ。国語科読方55頁。
- (27) 注6と同じ。25頁。
- (28) 注6と同じ。45頁。
- (29) 注6と同じ。63頁。
- (30) 注16と同じ。24頁。
- (31) 注16と同じ。53頁。
- (32) 注2と同じ。国語科179頁。
- (33) 注13と同じ。国語科読方10頁。
- (34) 注6と同じ。63頁。
- (35) 注2と同じ。国語科158頁。
- (36) 注2と同じ。国語科158頁。
- (37) 注4と同じ。国語科読方37頁。
- (38) 注4と同じ。国語科読方37頁。
- (39) 注6と同じ。63頁。
- (40) 注2と同じ。国語科165頁。
- (41) 注2と同じ。国語科165頁。
- (42) 注4と同じ。国語科読方80頁。
- (43) 注4と同じ。国語科読方80頁。
- (44) 注16と同じ。12頁。
- (45) 注2と同じ。国語科175頁。
- (46) 注4と同じ。国語科読方140頁。
- (47) 注4と同じ。国語科読方140頁。
- (48) 注6と同じ。63頁。
- (49) 注2と同じ。国語科183頁。
- (50) 注13と同じ。国語科読方45頁。
- (51) 注6と同じ。28頁。
- (52) 注16と同じ。54頁。
- (53) 注6と同じ。63頁。
- (54) 注16と同じ。13頁。
- (55) 注16と同じ。24頁。
- (56) 注16と同じ。50頁。
- (57) 注2と同じ。国語科186頁。
- (58) 注13と同じ。国語科読方57頁。
- (59) 注6と同じ。28頁。
- (60) 注6と同じ。63~64頁。
- (61) 注16と同じ。24頁。
- (62) 注16と同じ。27頁。
- (63) 注16と同じ。50頁。
- (64) 注2と同じ。国語科196頁。
- (65) 萩野素助 (1913) 『高等小学読本教授参考書 後
編』、73頁。
- (66) 注6と同じ。29頁。
- (67) 注6と同じ。45頁。
- (68) 注6と同じ。54頁。
- (69) 注6と同じ。64頁。
- (70) 注6と同じ。67頁。

- (71) 注16に同じ。17頁。
- (72) 注16に同じ。24頁。
- (73) 注16に同じ。27頁。
- (74) 注16に同じ。48頁。
- (75) 注 2 に同じ。国語科196頁。
- (76) 注65に同じ。74頁。
- (77) 注 6 に同じ。29頁。
- (78) 注 6 に同じ。54頁。
- (79) 注 6 に同じ。64頁。
- (80) 注16に同じ。13頁。
- (81) 注16に同じ。17頁。
- (82) 注16に同じ。24頁。
- (83) 注16に同じ。48頁。
- (84) 注16に同じ。50頁。
- (85) 注 2 に同じ。国語科199頁。
- (86) 注65に同じ。88頁。
- (87) 注 6 に同じ。29頁。
- (88) 長山幹丸 (1977) 『どぶろく物語』秋田文化出版
社、92頁。

【参考文献（注に記したものを除く。）】

仙台税務監督局 (1920) 『東北六県酒類密造矯正沿革誌』(谷川健一編 (1979) 『日本庶民生活史料集成 第二十一卷』三一書房、pp.531-735)

※本研究はJSPS科研費21K02489の助成を受けたものである。

(2023年8月30日受理)

